



年頭の辞

北海道医師国民健康保険組合

理事長 長瀬 清



組合員をはじめ被保険者の皆様には、新たな年を迎えられ、心からお慶びを申し上げます。

また、平素より当組合の事業運営に格別のご支援ならびにご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、国政におきまして、昨年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との平成27年度予算大臣折衝で「被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、平成28年度から5年かけて段階的に見直すこととし、所得水準に応じて、13%から32%の補助率等とすること」とされ、社会保障制度改革推進本部で決定されました。

これを基に、今年の5月27日に参議院本会議で採決され、可決成立いたしました。

平成22年11月16日の事業仕分けから騒がれておりました「国庫補助削減問題」につきましては、決着がつけられたこととなった訳でございます。

全国47の医師国保組合は、平成28年度から毎年3.8%ずつ5年間削減されることとなります。

可決成立した国保法改正の関連法案には「所得水準の高い組合に対する定率補助の見直しについては、実施状況の検証を行うこと」との附帯決議がございますので、国としても状況把握に努めていくこととあります。

この国庫補助削減に対する当組合の対策につきましては、平成28年度以降での保険料等検討委員会にお諮りし、十分に検討して参りたいと考えております。全国の医師国保組合の情報も得ながら、状況を判断して参りたいとも考えております。

さらには、社会保障・税番号制度が導入され、組合も社会保障分野での情報連携機関としての役割を担うことから、平成28年1月からは、当組合の被保険者すべての方々から、いわゆる「マイナンバー」を入手する作業に入らせていただきます。

被保険者の皆様方には、ご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

この「マイナンバー（特定個人情報）」に関しましては、セキュリティ対策やシステム改修等が伴いますことから、国保組合にも重い負担となります。

平成28年度は、国庫補助率の削減とともに社会保

障・税番号制度から、当組合にとりまして負担増となることは間違いございません。

近い将来、この負担増に対しまして再度の保険料の見直しを行わなければならない、組合員・被保険者の皆様方に負担増となりますことは、大変申し訳ないことではございますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人全国医師国民健康保険組合連合会（略称：全医連）では、昨年10月に開催されました第53回全体協議会におきまして「1. 組合の健全な運営と財政基盤が確保されるよう適切な措置を講じられたい。」「1. 社会保障・税番号制度の導入において組合の負担が軽減されるよう適切な措置を講じられたい。」との決議が採択されました。

既に、政府・厚生労働省・財務省・国会議員に対し、決議文が提出されております。

当組合といたしましても、国会議員に対しまして自家診療給付制限等の運営努力を行っている事実や、組合の存続ができなくなれば、市町村国保や協会けんぽに被保険者が移られ、国の負担が増すこと等について声高に陳情活動を行って参りました。

当組合の現況といたしますと、平成20年度に後期高齢者医療制度が創設されて以来、被保険者数の減少が続き、以降、収入面での最大の減少要因となっております。支出面では、療養給付費や後期高齢者支援金等の支出増から、5年連続の単年度赤字が続きました。そこで赤字解消を図るため、平成27年度に保険料引き上げを実施いたしましたところでは、

それ故、平成27年度の保険料等検討委員会では「平成28年度の保険料及び給付割合等については、現行通り」と決定いたしております。

平成28年度事業方針を策定するに当たりまして、平成27年度の事業を基本的に踏襲して参りますが、常に経費節約を念頭に置き、一層努力する所存です。

また、保険者機能の強化を図るため、組合員・被保険者の皆様方の健康増進事業を推進いたします。

組合員をはじめ被保険者の皆様におかれましては、この一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、今後とも組合員各位の組合運営に対する特段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしまして、年頭のご挨拶といたします。

新春にあたり

北海道医師国民健康保険組合

組合会議長 山本 秀樹



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。組合員の諸先生ならびにご家族の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成27年2月28日開催の第114回通常組合会において、議長職を再度拝命し平成23年以来三期目となりました。佐藤 信清副議長とのコンビも同じく三期目となりました。同時に行われた役員選挙におきまして、長瀬 清新理事長が就任されました。4年7ヵ月にわたり理事長をされ組合会を牽引された赤倉 昌巳先生は顧問を委嘱されました。また城 守理事と上西 仁監事が退任されて津田 哲哉監事が理事となられ、新たに深澤 雅則先生と三戸 和昭先生が理事に、我妻 浩治先生と外園 光一先生が監事に就任されました。退任された役員の方は大変お疲れ様でした。

さて平成27年を振り返りますと、1月にはイスラム過激派組織（ISIL）による日本人人質映像の公開（その後殺害）があり関連して7月にはタイで11月にはフランスのパリで爆弾テロがありました。9月にはトルコで難民問題の発生もありました。6月には韓国でMERSウィルスの流行がありました。国内では今年も自然災害が多発し5月には箱根大涌谷が立ち入り禁止となり、9月には台風18・19号により鬼怒川の堤防が決壊し甚大な被害をもたらしました。7月には新国立競技場の計画が白紙撤回となり、2020東京オリンピックのエンブレムも再募集となりました。11月には三井不動産のマンションくい打ちデータ偽装が発覚、その後大きな波紋を起しました。また同月にはTPPが5年におよぶ交渉のすえに大筋合意を見ましたが医療関係ではまだまだ未知数の部分があると思います。4月にはドローンが首相官邸で発見されました。航空関連では4月のホンダジェット（小型ビジネスジェット）と11月の三菱MR（三菱リージョナルジェット）がYS-11以来となる国産の旅客機として初飛行を行いました。またH2Aロケット29号の打ち上げ成功も同じ月でした。政治では5月に大阪都構想が住民投票で廃案となり、6月には18歳以上の選挙権を認めた改正公職選挙法が成立しました。8月には九州の川内原発の再稼働がありました。あまり明るい話題の無い中10月にはノーベル医学・生理学賞に大村 智氏（北里

大学）と物理学賞に梶田 隆幸氏（東京大学宇宙線研究所）の受賞決定のニュースがありました。

平成28年には診療報酬の改定があります。控除対象外消費税（消費税損税）の問題と合わせて日本医師会の主張が反映されることを希望します。

北海道医師国民健康保険組合では5期連続の単年度赤字が続き、平成26年度の保険料等検討委員会での検討をへて平成27年度に「後期高齢者支援金等賦課額」を別立てとし月額2,000円を賦課することで保険料の引き上げを行いました。これは平成3年度以来となります。また傷病手当金・休業見舞金に係る規約の見直しを行い、平成26年10月から、これまで入院8日目からとなっていた支給を初日からとして、入院に準ずる自宅療養を対象外とし給付の公平化を図りました。国庫補助金については平成28年度から5年間で補助率を32%から13%に段階的に引き下げる事が閣議決定されました。厳しい予算のなか人間ドック等助成事業、インフルエンザワクチン接種助成事業、北海道日本ハムファイターズ・リフレッシュ野球観戦、少子化対策（育児支援）事業の育児情報雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配布については引き続き実施しています。

北海道医師国民健康保険組合は北海道医師会員の福利厚生事業として長瀬 清理事長のもと事業運営を継続し組合員の利便に供します。

最後に組合員諸先生、事務局の皆様、ご家族の健康とご多幸をお祈りして新年のご挨拶とさせていただきます。

道医師国保組合のお知らせ

マイナンバーの通知カードは 大切に保管願います！

平成27年10月1日からマイナンバーの通知が開始され、皆様のお手元には市区町村からすでに「通知カード」が届いていることと思います。

マイナンバーにつきましては、法律により組合において被保険者(組合員・家族・准組合員および准組合員の家族)の方々のマイナンバーの登録をする必要があります。

現在、登録方法など細部については、まだ決定しておりませんが、登録に向けて、すでに加入されている被保険者の方々のマイナンバーを取得する作業を行うこととなります。

作業の時期・方法など詳細につきましては、まだ未定ですが、決まり次第ご連絡をいたしますので、「通知カード」または「個人番号カード」は紛失されないよう大切に保管をお願いいたします。

今後、取得作業ならびに書類等への記載などお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

道医師国保組合のお知らせ

課税所得控除国民健康保険料証明書を 発行します

平成27年分所得確定申告時期は、平成28年2月16日(火)から3月15日(火)までです。組合では平成27年1月から12月までの1年間に納付された保険料の『証明書』を平成28年1月8日付けで作成し発送いたします。

なお、この『証明書』は再発行することができませんので大切に保管してください。

紛失された場合は直接組合(連絡先)に電話で証明金額をご照会ください。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

北海道医師国民健康保険組合：会計係

TEL 011-271-7471

人間ドック等健康診査利用のご案内

助成金の請求は平成28年3月末日迄です 健康診査または特定健康診査を受けていない方 ぜひ受診しましょう！

——— 特定健診の受診は、自家健診でもOK ———

＜利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求＞

北海道医師国保組合では、保健事業の一環として実施しております健康診査について、「入院人間ドック」および「簡易人間ドック」のほか40歳から74歳までの方を対象とした『特定健康診査』があります。

特定健診の対象の方がこの「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査項目」の受診をお願いいたします。

また、簡易人間ドックおよび特定健康診査を実施している医療機関であれば、ご自身の所属する医療機関で健診を受診（自家健診）しても差し支えありません。

項 目	入院人間ドック (1泊2日以上)	簡易人間ドック (1日または半日含む)	特定健康診査
1. 利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者		本組合に加入の組合員および被保険者で40～74歳までの方
2. 利用する医療機関	入院人間ドックを常設している医療機関	簡易人間ドックを実施している医療機関 (自家健診可)	特定健康診査を実施している医療機関 (自家健診可)
3. 助成金限度額	組合員 8万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	組合員 5万円 家族・准組合員 3万円 (特定健康診査の費用を含む)	基本健康診査 7,680円 貧血検査 900円 心電図検査 1,620円 眼底検査 1,210円
4. 請求用紙	「健康診査助成金交付請求書(様式第1号)」 または 「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書(様式第3号)」		特定健康診査(自家健診) 振込口座届出書

(注意)

1. 利用者の範囲について

当組合の組合員証または被保険者証を有していない社会保険、市町村国保などに加入の方は対象となりません。

2. 助成金限度額（40～74歳までの方のみ）について

検査項目に「特定健康診査項目」がない、または基本健康診査項目が網羅されていない（検査項目に血糖検査が無い等）場合には、助成金限度額から特定健康診査の基本健康診査分（7,680円）を差し引いた金額が、助成金限度額になります。

3. 請求について

- 請求用紙
- ・『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式
 - ・本組合のインターネットホームページに掲載の様式
* 組合ホームページアドレス
<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>
 - ・本誌の「様式」頁のコピーも使用可能

1) 組合員が組合へ請求する場合

提出書類：「健康診査助成金交付請求書」（様式第1号）・検査項目・領収書
特定健康診査用入力票・質問票

* 自己の開設または勤務する医療機関で健康診査を実施した場合は、領収書に代えて金額が分かる書類（診療報酬明細書など）を添付してください。

2) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求する場合

提出書類：「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」（様式第3号）
検査項目・金額が分かる書類（請求書など）・特定健康診査用入力票
質問票

* 上記1) および2) で特定健康診査用入力票・質問票の添付が不要な場合

- ・40歳未満・75歳以上の方
- ・検査項目に特定健康診査項目が含まれない場合
- ・特定健診の受診券を医療機関へ提出された方

3) 自己の開設または勤務する医療機関で特定健康診査のみ実施した場合

提出書類：特定健康診査（自家健診）振込口座届出書
特定健康診査用入力票・質問票

◎健康診査のほか、「インフルエンザワクチン接種」の助成も行っております。

インフルエンザワクチンの接種をされた方は、「インフルエンザワクチン接種助成金交付請求書」にてご請求ください。

詳しくは、「健康診査ガイドブック」をご覧ください。

* ご不明な点がございましたら、直接本組合までご連絡願います。

連絡先：〒060-0042

札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階
北海道医師国民健康保険組合：総務係

TEL 011-271-7471

健康診査助成金交付請求書					
被保険者証又は 組合員証の番号	道医 一 号				
受検した被保険者又は 組合員氏名	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員 被保険者 種 別	組 合 員 家 族 准組合員	
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
受検した種類及び限度額 (該当の番号に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員 80,000円、家族・准組合員 30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む) 限度額(組合員 50,000円、家族・准組合員 30,000円)				
健康診査を実施した 医療機関及びその印	所在地 名称	別紙のとおり検査を実施したことを証明します。 <div style="text-align: right;">(印)</div>			
担当した医師	氏 名				
検 査 項 目	* 別紙明細のとおり。(検査項目等がわかる書類を添付願います。)				
健 診 料 金	_____ 円 ※領収書を添付願います。 ※なお、自己の開設又は勤務する医療機関で実施した場合は、 領収書にかえて検査項目と金額がわかる書類を添付願います。				
平成 年 月 日 住 所 _____ 組合員 _____ 氏 名 _____ (印)					
北海道医師国民健康保険組合理事長 様					
送 金 先	銀行・信用金庫 口座種別 (フリガナ) 口座名義	普通・当座・貯蓄	支 店 口座番号		

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額 _____ 円
--------	---------------

組合員の同意による健康診査助成金交付請求書					
被保険者証又は組合員証の番号	道 医 一 号				
受検した被保険者又は組合員の氏名		生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員被保険者種別	組合員家族准組合員
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
受検した種類及び限度額 (該当項目に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員 80,000円、家族・准組合員 30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む) 限度額(組合員 50,000円、家族・准組合員 30,000円)				
健康診査を実施した医療機関	名 称				
担当した医師	氏 名				
検 査 項 目	* 別紙明細のとおり。(検査項目等がわかる書類を添付願います。)				
請 求 金 額	_____ 円 (健診料金 _____ 円) ※自己の勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて各検査項目の金額がわかる書類を添付願います。				
* 助成金交付について、健康診査実施医療機関が組合員の同意を得て助成金を請求する場合は、下記の欄に受検された被保険者に関わる組合員の同意書署名を記載願います。					
組合員の同意書	上記の者の助成金について、実施をした下記の健康診査実施医療機関に組合より助成金を支払われることに同意します。 平成 年 月 日 住 所 組合員 氏 名 (印)				
上記のとおり検査を実施したことを証明し、助成金の交付を請求します。 平成 年 月 日 健康診査実施医療機関 所在地 名 称 (印)					
北海道医師国民健康保険組合理事長 様					
送 金 先	口座種別 (フリガナ) 口座名義	銀行・信用金庫 普通・当座・貯蓄	支 店 口座番号		

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	円
--------	-------	---